



# アクティビティノート 〈第226号〉

2015年11月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1.1. 2015年11月度 相談受付件数 (P.1)
  - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~9)
2. 入手資料の紹介 (P.10)
3. メディア情報から (P.11)
4. 暮らしに役立つマークの話 「プラスチックに関する安全マーク」 (P.12~13)

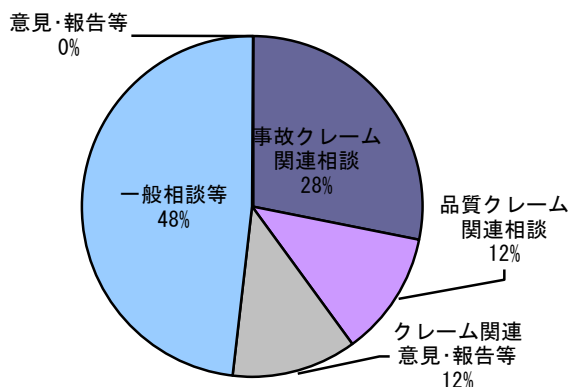
## 1. 相談業務

### 1. 1. 相談受付件数

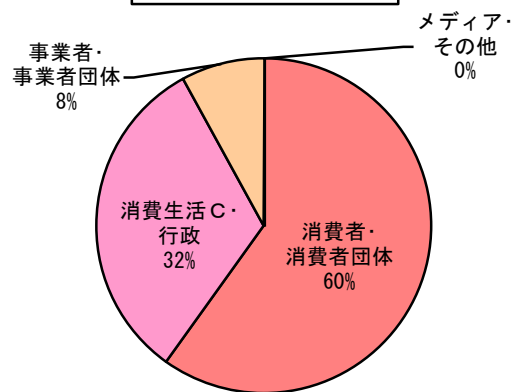
2015年11月度 相談受付件数 (10/23~11/20 実働: 20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	2	3	7	0	15	60%
消費生活C・ 行政	4	1	0	3	0	8	32%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	8%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	7	3	3	12	0	25	
構成比	28%	12%	12%	48%	0%		100%

相談内容別構成比(11月度)



相談者別構成比(11月度)



### 相談内容区分 (改訂 2003年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

## 1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <業務用洗剤で手荒れ> 「飲食店の勤めで、△△社の業務用の洗剤〇〇を入手、使用している。しかし、この洗剤を使用するようになってから、手の肌が荒れ、腹痛を感じるようになった。△△社のウェブサイトには、〇〇は“メタケイ酸ナトリウムが使用してある”と記載されているので、この成分が肌荒れや腹痛の原因だと思う。このような製品を生産・販売しないように、指導して欲しい」との相談を40歳代の男性から受けている。一般家庭での使用には、不適切な製品なのだろうか。〈消費生活C〉

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者の商品表示等について、指導できる立場にありません。なお、メタケイ酸ナトリウムは、家庭用の食洗機用洗剤等にも配合されている成分です。水溶液は強アルカリを呈しますので、皮膚を刺激して肌が荒れることがありますので、ポリ手袋等を着用することが望まれます。また、目を保護することも大切かと思われます。業務用製品は、注意書き等が、一定の知識のある使用者を前提に、書かれている可能性は有るでしょう。

- ◆ <洗濯したシャツや肌着が色むら> 「先日、黒いハイネックのシャツを△△社の〇〇で洗濯したところ、袖の部分が色むらになった。〇〇はジェルタイプの洗剤なので、溶けにくいのかと思い、事前に水で溶いて、肌着を洗濯したが、一部白く色が抜けたようになった。このような事が、有り得るのだろうか」との相談を、高齢の女性から受けているが、どうか。なお、相談者はメーカーには、今のところ問合せしていない。〈消費生活C〉

⇒洗剤の使用量や洗濯コースの設定や、今回の衣類の取扱表示(洗濯方法)など、洗濯の条件が明確でないため、断定的なことは申せません。当センターの過去の相談データを検索しましたところ、数年前に「黒いカーディガン(綿製)が、シミ状に色落ち」したとの相談が1件あり、この時は、お客様がメーカーに問い合わせています。本件も、まずは洗剤のメーカーにご相談されるよう勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ <タトゥーシールをはがした跡の皮膚が赤み> 「先日、頬に貼ったタトゥーシールを無理にはがしたら、はがしたところの皮膚が赤みを帯びた。皮膚科では「接触性皮膚炎」と診断され、塗

り薬を処方された。このままシミになるようなことはないだろうか」との相談を、若い女性から受けている。どう答えるべきか、アドバイスを頂きたい。なお、タトゥシールは100円ショップで購入したものとのことで、メーカー名や成分等は把握できていない。〈消費生活C〉

⇒メーカー名や成分等が判らないため、当センターとしてはお答えできかねます。タトゥシールは、現状では成分等を規制する法律はなく、雑貨扱いと思われます。ご相談の件については、皮膚科の医師の指示に従って、きちんと治療することが大切でしょう。

- ◆ <防水スプレーの安全性> 「半年ほど前に、テレビ通販で防水スプレー(外国製)を購入し、ベランダで使用していた。先日、窓を開けたまま使用したら、室内で飼っていたインコ4羽のうち2羽が死に、残りの2羽を獣医に診せたが1羽は死んでしまった。獣医は、「死因は、防水スプレーか細菌による感染かは分からない」と言っている。防水スプレーは危険なものなのか」との相談が入った。防水スプレーの成分は“二酸化ケイ素”と“精製水”が主成分となっている。インターネットで調べると二酸化ケイ素は、大量に吸入すると害になるとなっていたが、使用してはいけないものなのか。注意表示の内容確認はまだしていない。〈消費生活C〉

⇒二酸化ケイ素を防水スプレーに使用してはいけないということはありません。防水スプレーについては、国民生活センターから、1996年8月に『防水スプレー等の吸入による危険性に関して』ということで、注意喚起を行っています。ペット等の小動物は、人間よりも影響を受け易い場合もあるので、防水スプレーに限らず、取扱時の注意が必要です。また、防水スプレーにどのような“取扱上の注意”が記載されていたかを確認することは必要でしょう。

- ◆ <タンクタイプの除湿剤から液漏れ> 半年ほど前に近くのホームセンターでタンクタイプの除湿剤を購入し、土間に設置した。先月気付いた時に、液漏れしていて、新築の土間のコンクリート部分がシミになってしまった。購入店に申し出たら、「本社で調べてもらったが、当社に落度はない」と言い切るだけで、取り付く島もない。このような相談はあるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒タンクタイプの除湿剤から液漏れという相談は、今までに当センターでも、複数件受付けています。購入店が製品を調べたのであれば、調べた内容と、その結果の説明を求められてはいかがでしょうか。また、コンクリート部分のシミを除去する方法は、その部分を洗い流せるのであればよいのですが、そうでない場合には、濡れ雑巾でシミ部分を浸し、乾いた布で吸い取る方法を繰り返すことで、しみ込んだ除湿剤を薄くしていくしかありません。

- ◆ <未使用の衣類用漂白剤が漏れて床にシミ> 小学校のバザーのために集めた品物を、自宅に保管していた。ところが、その品物の中に衣類用漂白剤があり、これが少量液漏れして、自宅

の床にシミを作っていることに気付いた。この漂白剤は未使用のため、容器のどこかから漏れ出したものと思う。これは、製造物責任(PL)法で言う『商品の欠陥』で、メーカーに損害賠償の責任があるのではないかと。なお、本品のパッケージへの提供者は、特定できていない。化学製品PL相談センターは、他の相談センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒PL法では、製造者等が、製造物を引き渡した時点においてその製造物に欠陥がある場合、その欠陥によって生じた損害を、製造業者等が賠償する責任を負うことが、定められています。ここで、欠陥の存在は、被害者側が証明する必要があります。メーカーの賠償責任を問うためには、内容物漏洩の原因が容器の欠陥にあり、かつその欠陥が製造時に発生したものであることを、立証する必要があります。容器を検査すれば、欠陥の有無と欠陥発生の時点を推定することができる場合もありますが、検査費用は被害者側の負担となります。

- ◆ <消臭剤による体調不良> 息子が犬を飼っており、4カ月ほど前に消臭剤〇〇を使用した。その時、自分は酷い臭いと感じ、食欲が無くなったが、夏バテかと思い医師に相談した経緯があった。それ以来息子は消臭剤を使用していなかったが、昨日また使ったらしく、家の中にその臭いが充満して息苦しく、目も霞んできたので、部屋の換気を終日していた。息子は平気なようだが、消臭剤でこのような状態になることはあるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒当センターには、ニオイによる体調不良の相談はあります。ニオイの感じ方は人により個人差があると言われていています。ご息子が使用されているのであれば、ご自分の症状を伝え、消臭剤の使用を止めるか、他の製品に変えてもらうようにお話されてはいかがでしょうか。

#### ◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <リフォームしたシステムキッチンで異臭> 「今般、自宅リフォームで、△△社のシステムキッチンを設置した。しかし、シンク下の扉を開けると、鼻に付く異臭がしている。扉の内側に表示されているF☆☆☆☆マークから、部材にホルムアルデヒドが使われている事を知った。このホルムアルデヒドが、異臭の原因に違いない。このような設備は違法ではないのか」との相談を、70歳代の女性から受けている。システムキッチンにおいて、ホルムアルデヒドに関する規制はどのようになっているのか、またこの異臭を早く除去するよい方法はないか。〈消費生活C〉

⇒ホルムアルデヒドの放散に関して、建築物については建築基準法に基づく規制がありますが、



家具等についての規制はありません。その為、本設備は違法とは申せません。なお、システムキッチンについては、キッチン・バス工業会が平成15年に定めた自主基準に沿って、メーカーが自主的に表示する等の対応を行っています。F☆☆☆☆マークは、ホルムアルデヒドの放散が最も少ないグレードを示し、建築基準法でも、制限なしに使用してよい建材とされています。異臭を低減するには、扉を開けてよく換気する方法が最も効果的でしょう。

- ◆ <ポンプ式ヘアコンディショナーから液漏れ> 2ヵ月程前に購入した△△社のポンプ式ヘアコンディショナー〇〇を、1ヵ月程前から使用している。しかし、入浴して洗髪に使用した後、浴室に置いておくと、翌日ポンプの吐出部分から、内容物が漏れ出すことがたびたび起きている。この様な事があるのだろうか。なお自宅では、浴室乾燥機を毎日使用している。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒ポンプ式容器の構造上、浴室乾燥している際に、容器内の空気が温められて膨張し、ポンプ吐出口から内溶液が漏れ出す可能性があります。この件については、西日本化粧品工業会のQ&Aに『浴室乾燥をかける場合には、必ずヘアケア製品や化粧品などをバスルームの外に出すようにしてください。』と記載されています。

(<http://www.wj-cosme.jp/qa/index.php?action=artikel&artlang=ja&id=135>)

- ◆ <椅子カバーからのニオイの除去方法> 1ヵ月ほど前に椅子カバーを購入し、使用している。購入した時から、何とも言えないような異臭がして、3回洗濯したが取れない。母親は「ニオイは感じない」と言うが、主人と私はニオイを感じる。このニオイを取る方法は無いか。椅子カバーの色はオフホワイトで、繊維はポリエステル、綿、ポリウレタンを使用している。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、ニオイについての知見はありませんが、一般的には、風通しの良いところに曝しておくことでニオイは薄くなることが知られており、洗濯できるものは洗濯することでより早く薄くなると思われます。しかし、洗濯を3回しても落ちないということですので、メーカーに尋ねられてはいかがでしょうか。

## ◆ 一般相談等

- ◆ <業務用洗濯洗剤の使用法> 従来、洗濯には国内大手メーカーの製品を使ってきた。今般、自宅の近くに開業した業務用スーパーで、業務用の『業務用合成洗剤』が安く売られていたので、これを購入して使用した。しかし、実際に使用してみると、泡立ちが悪く、水の濁りも少

なく、汚れが落ちている気がしない。成分表には、界面活性剤ほか、いろいろと書かれているが、この洗剤は信用できるものだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、製品個々の性能等に関する情報は把握しておりません。製品の性能や安全性等は、その製造元等が責任をもってお答えしますので、製造元にお問い合わせください。なお、お聞かせいただいた成分の組合せは、衣類用の洗剤では一般的なものです。業務用の製品の場合、一定の知識を持つ使用者を前提に、製品設計がされることもあるため、取扱に注意が必要な場合もあるでしょう。

- ◆ <業務用洗剤の安全性> 家内がインターネットで、△△社製の業務用多目的洗剤〇〇を購入して使用している。しかし、製品には使用に当たっての注意書きなどがなく、また、家内はこれを食器洗い等にも使っており、自分は不安を感じている。この製品は安全だろうか。なお、液の性状としてpH 12 との記載がある。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターには、〇〇の成分や用途等に関する情報がないため、断定的なことは申せません。製品の使用方法や安全性等については、その製造元が責任をもってお答えしますので、△△社にご確認ください。なお、お話からすると、〇〇は住居用洗剤としての使用を意図して、製造されたものではないかと考えられます。アルカリ性ですので、使用に当たっては、目に入らないよう注意するとともに、ポリ手袋等を使用することをお勧めします。

- ◆ <日焼け止めの安全性> 紫外線が体に悪影響をおよぼすということで、3年ほど前から、3人の子どもに、毎日こども用の日焼け止めを塗っていた。先日、知り合いから、「日焼け止めは、有害な化学物質が含まれているので使用しない方が良い」と言われたが本当か。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒知り合いの方からのコメントの根拠については分かりかねますが、製品についての安全性は、そのメーカーが責任をもってお答えしますので、メーカーにご相談ください。

- ◆ <燃えたプラスチックトレイの安全性> 先日、自宅で調理中に、スーパーで肉が載っている白いプラスチックのトレイに、火が付いた。直ちに消し止めたので、燃えた部分はごく少量であり、異臭やすすが出ることはなかった。このことで、人体に有害な物質が発生してはいないだろうか。自宅には4歳と7歳の子供がいるので、気になった。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒肉等を載せている白いトレイは、ポリスチレン樹脂で作られています。空気中で燃やすと、

黒いすすを出して燃えます。しかし、お問合せの状態では、燃えた量のごく少量で、すすや異臭がないとの事ですので、あまり御心配されることはないでしょう。

- ◆ <塩素系漂白剤の保管方法> 自宅では、台所用の塩素系漂白剤〇〇を、クエン酸水や消毒用アルコール等と一緒に置いている。しかし、先日、〇〇の注意書きには『酸性タイプの製品やアルコールと混ざらないように』と書かれていることに気が付いた。置き場所を変えるべきだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒〇〇中の次亜塩素酸塩は、酸性の液体やアルコールと接触すると、有害なガスを発生する可能性があります。何かのはずみで容器が倒れて、内容物がこぼれ出る等の可能性もないとは申せません。別々に保管された方がより安全でしょう。

- ◆ <地下収納庫の異臭> 最近、中古のマンションに入居した。このマンションには、居住者ごとに一畳くらいの地下収納庫があり、収納庫に、はしごで降りるような作りになっている。しかし、この収納庫に漂白剤のような臭いがこもって、長くいられない。収納庫の端には、乾燥剤として相当量のシリカゲルが置いてあるので、これはシリカゲルの異臭ではないかと考えている。シリカゲルは人体に有害ではないのか。また、この異臭を除去するには、どうすればいいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒一般的には、シリカゲルは無臭の固体で、危険有害性の低い化合物です。漂白剤のような臭いの原因は、そこに置かれているシリカゲルではないものと思われます。何らかの理由で、この収納庫で塩素系の薬剤を使用したようなことが、あるのかもしれませんが、異臭を除去するには、よく換気することが、最も効果的かと考えられます。

- ◆ <タイヤ洗浄剤の安全性> 先日、専門店でタイヤの洗浄剤を購入した。使用法にそって使い始めた時に、小さく“Made in China”と書かれていることに気が付いた。中国製品でのトラブルはいろいろと聞き及ぶので、本製品もその安全性に不安を覚え、使用を中止している。国内の販売元に問合せたところ、「家庭用品規制法が規制する有害物質は、使われていないことを確認している」とのことだった。この説明は、信用できるものだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターは、個々の製品について安全性等の情報は、持ち合わせておりません。製品個々の安全性等については、その製造・販売元が責任もってお答えします。なお、家庭用品規制法(正式名称「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」)では、消費者が家庭で使用するあらゆる製品に対し、20の有害物質を指定して、製品ごとにその使用を規制しています。国内の販売元は、このことを踏まえて回答されたものと思われます。

- ◆ <会社間の契約書内の製造物責任(PL)法について> 自分は化学品を扱う商社に勤めている。今般、国内メーカーから国内の会社に原料を納品する取引を仲介することになった。納品先との取引基本契約書に、PLに関する項目があるのだが、仲介の場合でもPLは関係してくるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、コンサルティング業務は行っておりません。PL法上の責任範囲は、事故発生率や表示内容にもよりますので、PL保険を取り扱っている保険会社または弁護士にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <発泡ポリスチレンシート(PSP)の安全性> PSPの製造メーカーだが、「PSPが油で溶けて穴が開いた場合、PSPが溶けて中身に混ざってしまうのか、又は、縮んで穴が開いた状態になるのか、また、溶けて食品に混ざったとしたら、安全性はどうか」との問合せに対しては、どのように回答すればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(若い男性)〈事業者〉

⇒当センターは、コンサルタント業務は行っておりません。発泡ポリスチレンシート(PSP)は、リモネンやエゴマ油などの一部の油に溶解することは知られています。その溶出した物の安全性については、関連する情報等がウェブサイトに掲載されていますので、参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <紫外線(UV)硬化型樹脂の安全性> 「アクセサリ等を自作できるという、UV硬化型樹脂の安全性について知りたい」と、国の行政に勤務する自分の所に相談があった。相談者は事業者と思われる。化学製品PL相談センターでは、このような相談を受けたことがあるか。(行政の担当者、女性)〈行政〉

⇒当センターでは、UV硬化型樹脂に関連した相談を受けたことが過去に数件あります。しかし、アクセサリを自作する目的の製品については、これまでにご相談を受けたことはありません。一口にUV硬化型樹脂と言っても色々なタイプがあり、その安全性は、樹脂やそれに含まれる材料の種類によって、異なります。事業者間の取引においては、取引する化学品について、安全データシート(SDS)等でその安全性等の情報が提供されていると思われるので、その情報を基に判断するよう、お話しされてはいかがでしょうか。

#### ◆ クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤に使用されている徐放剤の成分> 自分はNPOに勤めている。イソシアネートに敏感に反応する体質で、イソシアネートの簡易計測器を保持しており、相談内容によっては、計測器



を持って現地で計測することもある。最近気付いたことであるが、柔軟剤のニオイの相談とイソシアネートは関連が無いと思っていたが、柔軟剤のニオイの相談でたまたま計測器を持参して測ったところ、イソシアネートが検出された。それから、度々同様のことが有り、柔軟剤とイソシアネートの関連を調べた。すると、最近は柔軟剤に徐放剤というものが使われて、香りが長持ちするようにしており、その徐放剤の一部にイソシアネートが使用されているものがあるようだということが分かってきた。このことを、世間に知って欲しいと思い連絡した。(高齢の女性)〈消費者団体〉

⇒情報をいただきありがとうございます。当センターでは、現在のところ、徐放剤とイソシアネートが関連するという情報は確認できておりません。しかし、寄せられた相談内容と対応結果は、月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <防虫剤によると思われる体調不良> 4年程前に、自宅（一戸建て）の寝室を模様変えし、頭をクローゼットの側にして寝るようにした。その頃から、自分も、一緒に寝ている家族も、頭が重い、肩が凝る等の体調不良を感じるようになった。その後、あるきっかけでクローゼット中の防虫剤（パラジクロロベンゼン系）を、種類の違う製品に取り換えたところ、家族とも、体調が回復した。体調不良の原因は、防虫剤にあったと考えている。この事を広く周知したく、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒メーカーでは、防虫剤を使い過ぎないように、具体的な使用量を商品に記載して、注意を喚起しています。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。なお、パラジクロロベンゼンは、シックハウスの原因物質の一つとして、厚生労働省でも、室内濃度指針値を公表している化学物質です。

- ◆ <防虫剤のニオイに不快感> 先日、母親が衣服の防虫剤を取り換えた際、間違えて、△△社の防虫剤〇〇の『香り付き』のタイプを入れた。その防虫剤の独特なニオイが、衣服に残って取れない。最近は、色々なものに強いニオイを付けるようになり、不快感を覚えている。昔は、強いてニオイを付加する様な事がなく、生活しやすかったと感じている。この事を広く知ってもらいたいと思い、電話した。化学製品PL相談センターは知人から紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒情報をいただきありがとうございます。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

## 2. 入手資料の紹介

—2015年11月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。  
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2015年10月度）」
2. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「活動報告書（2015年上半期）」
3. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2015. 10
4. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2015年10月度》」
5. 生活用品PLセンター「インフォメーションNo64 平成27年上期活動状況」
6. 住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住宅相談統計年報2015」
7. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」11月号

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
- ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）

- ① ご氏名（フリガナ）
- ② お勤め先（フリガナ）
- ③ ご所属・お役職・ご担当など
- ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

### 3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

- \* 東京都の有識者協議会は、乳幼児の「ボタン電池」誤飲事故に関して、安全対策を取りまとめ、年内に業界団体等に提言する見通し。(10/23 読売)
- \* 消費者安全調査委員会は、医薬部外品の染毛剤が原因で発症する、皮膚障害に関する報告書を公表。厚生労働省は、本報告に基づき、継続的な注意喚起を求める等の通知を、自治体等に出した。(10/24 産経)
- \* 国際がん研究機構(IARC)が、ソーセージやベーコン等の加工肉に「発がん性がある」と認定したことに対し、日本の国立がんセンターは、「平均的な摂取の範囲内であれば、大腸がん発生のリスクはないか、小さい」と発表。(11/5 読売)
- \* 100円ショップ『ダイソー』は、マニキュア「エスポルルールネイル」からホルムアルデヒドが検出されたとして、全商品の回収を開始。(10/27 産経)

#### .....★ 出前講師のご案内 ★.....

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：保刈(ホカリ))

# 暮らしに役立つマークの話

## プラスチックに関する安全マーク

身の回りには、多くのプラスチック製品が大変便利に使われています。これらの製品には家庭用品品質表示法で表示すべき内容が規定されており、また資源有効利用促進法のリサイクルマークが法で定められています。

更に、業界ではプラスチックの種類別に設けた衛生協議会で安全確保のための研究を行い、自主基準・規格を定めてプラスチック製品の安全性を高めています<sup>1)</sup>。こういった自主基準に適合するプラスチック製品には、それぞれ異なるマークが添付されていますので、いくつか紹介しましょう。

### 日本プラスチック日用品工業組合の検定済マーク

『日本プラスチック日用品工業組合』（プラスチック製日用品製造業者で構成）では、厚生労働省の食品衛生法に基づいた自主規格を制定し、当該自主規格に適合した製品に下記のマークを添付することで、プラスチック日用品の衛生面の安全性確保を推進しています<sup>2)</sup>。

◆**衛検済マーク**：衛生規格に関する自主基準に適合したプラスチック製品につけられるマーク

◆**品検済マーク**：品質規格に関する自主基準に適合したプラスチック製品につけられるマーク。（今までに23品目を設定）

◆**電子レンジ用容器検済マーク**：プラスチック製電子レンジ用容器について、電子レンジでの使用を想定した作られた自主規格に適合したプラスチック製品につけられるマーク。同時に、使用上の注意事項の表示を義務づけ



日本プラスチック日用品工業組合では、次のような運用を行うことで、表示マークの信頼性を確保しているとの事です。

- 安全を確認されたプラスチック原材料と添加剤が正しく使用されている事の、申請による確認
- 第三者検査機関である一般財団法人 化学研究評価機構高分子試験・評価センターにて、成形品の衛生試験を自主基準に基づき実施
- 同センターに委託して年に一度、プラスチック日用品の市場買上げ規格試験を実施することで、プラスチック日用品業界全体の自主規格基準を徹底
- 製品に〈衛検済〉マークを貼付するに際し、製造者に対して製造工程における品質の維持管理体制の確立を義務付け

### ポリオレフィン等衛生協議会の自主基準適合マーク

『ポリオレフィン等衛生協議会』では、食品の包装・容器器具に使用する30種類のプラスチックについて、以下のような自主基準を定めています<sup>3)</sup>。協議会では、会員からの確認申請を受けて適合確認を行い、規格に合致している場合は確認証明書を交付します。確認登録された製品には右の適合マークを表示することができます。





<自主基準の構成>

ポジティブリスト	基ポリマー		範囲(モノマー種類・量)、規格等
	添加剤		使用量、食品・温度制限等
	色材		食品制限等
衛生試験法	樹脂別規格	材質規格	告示 370 号に上乗せ
		溶出規格	
	樹脂別衛生試験	材質試験法	製品樹脂別規格の試験法
		溶出試験法	

対象となるプラスチック

ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、AS 樹脂、ABS 樹脂、メタクリル樹脂、ポリメチルペンテン、ポリブテン-1、ブタジエン樹脂、ナイロン、ポリエチレンテレフタレート、ポリカーボネート、ポリビニルアルコール、ポリアセタール、ポリフェニレンエーテル、ポリアクリロニトリル、ふっ素樹脂、ポリブチレンテレフタレート、ポリメタクリルスチレン、ポリアリルサルホン、ポリアリレート、ヒドロキシ安息香酸ポリエステル、ポリエーテルイミド、ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレート、ポリエチレンナフタレート、ポリエステルカーボネート、エチレン・テトラシクロドデセンコポリマー、ポリ乳酸、ポリブチレンサクシネート、エチレン・2-ノルボルネン樹脂

以上の他にも、『塩ビ食品衛生協議会』<sup>4)</sup>



『塩化ビニリデン衛生協議会』<sup>5)</sup>



『日本バイオプラスチック協会』<sup>6)</sup>



等各業界で自主基準を定め、

適合が確認された製品に対して確認証明書を交付し、適合マークの表示を許可しています。

出典)

- 1) 独立行政法人 製品評価技術機構ホームページ 『食器に関連する法規制等』より  
<http://www.nite.go.jp/chem/shiryo/product/dish/dish4.html>
- 2) 『ポリオレフィン等衛生協議会 協議会案内』 より  
<http://www.jpom.or.jp/cnfdnc/index.html>
- 3) 日本プラスチック日用品工業組合ホームページ より  
[http://www.jhospa.gr.jp/data/jhospa\\_jp/jhospa\\_jp.pdf](http://www.jhospa.gr.jp/data/jhospa_jp/jhospa_jp.pdf)
- 4) 塩ビ食品衛生協議会ホームページ より  
<http://www.jhpa.jp>
- 5) 塩化ビニリデン衛生協議会ホームページ より  
<http://vdkyo.jp/sande/001.html>
- 6) 日本バイオプラスチック協会ホームページ『グリーンプラ表示制度』 より  
[http://www.jpaweb.net/gp/gp\\_sikibetsu.htm](http://www.jpaweb.net/gp/gp_sikibetsu.htm)